

仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務委託 に係る公募型プロポーザル募集要項

※ 本公募は、令和 5 年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容や交付状況に応じて、事業内容等の変更及び予算額の変更の可能性があります。

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1)業務委託件名

仙台市支援対象児童等見守り強化事業

(2)業務の内容

別紙「仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3)委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(4)業務委託提案上限額

地域区分① 青葉区（宮城総合支所管内を含む）・泉区	29,461,000 円
地域区分② 宮城野区・若林区	29,461,000 円
地域区分③ 太白区（秋保総合支所管内を含む）	29,461,000 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む上記(3)契約期間中の合計額）

なお、各年度ごとの上限額は以下の通りとする。

令和 5 年度	9,729,000 円
令和 6 年度	9,866,000 円
令和 7 年度	9,866,000 円

(5)選定事業者数

各地域区分につき 1 事業者

※同一法人で複数の地域区分の受託を希望する場合は、それぞれ別事業所として実施する場合のみ応募可能。

3. 参加要件

当該事業を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人で、次の要件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本要項 5 (1) アに掲げる提出期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要

件に該当する者でないこと。

(4) 現在の主たる事業所所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4. 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加承諾書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式 質問書（様式1）を使用すること。

イ 提出先 本要項12に掲げる担当課

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

エ 提出期限 令和5年3月6日（月） 午後5時00分まで

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和5年3月9日（木）までに仙台市ホームページに掲載する。

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出方法

下記により書類を提出すること。

ア 提出期限 令和5年3月15日（水）午後5時00分

イ 提出先 本要項12に掲げる担当課

ウ 提出方法 持参・郵送・宅配（提出期間内必着）

・郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

エ 提出書類

・参加表明書（様式2）

・企画提案書（様式3）…5部

・経費概算見積書…5部

・提案者の概要がわかる資料（会社概要等）…1部

・現在の主たる事業所所在地市町村税の納税（非課税）証明書…1部

・消費税及び地方消費税の納税（非課税）証明書…1部

・暴力団排除に係る誓約書（様式4）…1部

・定款又は寄付行為の写し…1部

・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）…1部

・共同体による参加の場合:共同体に関する提出書類（様式5-1～5-3）…1部

(2) 企画提案の内容

企画提案書は、以下の項目について簡潔に記載すること。

複数の地域区分での受託を希望する場合は、企画提案書は地域区分ごとに作成する

こと。

なお、企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、参加者の提案力や業務理解度などを判断するが、本プロポーザルによる受託候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務委託提案上限額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。

ア 受託を希望する地域区分

イ 業務の実施方針

ウ 業務の実施体制（人員や各業務における構成員の役割など。配置予定者の業務経験等（資格、関連する業務経験等）も加味し作成すること。）

エ 業務実施内容及び提案

仕様書に挙げた各業務について、具体的な手法とそれにより期待される効果を記載すること。また、独自の提案があれば記載すること。

6. 企画提案書等審査

仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務委託プロポーザル審査委員会において、本要項「7. 評価項目および配点」に基づき書面及びプレゼンテーション審査を行い、企画提案書等の内容について評価する。

なお、プレゼンテーションの時間は1者あたり15分、質疑応答15分とする。使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。プロジェクタやPC等は使用不可とする。詳細日時等は別途通知する。

- ・実施日時 令和5年3月22日（水）午前
- ・実施場所 仙台市役所上杉分庁舎 7F 子供未来局第1会議室

7. 評価項目および配点

評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価対象	審査項目	配点
企画提案書等	業務実績等	10
	業務実施方針及び体制	25
	業務実施内容	45
	企画提案内容	10
	経費積算内容の妥当性	10
総合評価点		100

8. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

仙台市支援対象児童等見守り強化事業業務委託プロポーザル審査委員会において、地域区分ごとに審査し、全委員の評価点の合計が満点（100点×審査委員数）の6割以上の者で、評価点の合計が最も高く優れた提案であると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、本要項7に示す審査項目のうち「業務実施内容」の合計が最も高い者を受託候補者とする。ただし、審査項

目の評価点に複数審査員が1（特に劣っている）を付した場合は、不選定とする。

(2) 結果通知

すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。

特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を含む）に、書面により、本市に対して非選定理由についての説明を求めることができる。本市が非選定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

9. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に害する行為があった場合
- (4) 本要項3に示す参加要件を欠くことになった場合

10. 契約

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 委託費の支払い 支払い回数及び支払時期は、受託候補者と別途協議を行う。
- (3) その他
 - ・本事業は、令和5年度予算にかかる事業であることから、予算の成立以前においては、受託候補者の決定となり、予算の成立等をもって受託者とするものとする。
 - ・契約については、事前に委託内容等について協議のうえ、随意契約を締結する。
 - ・契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
 - ・協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、事業者が無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるも

のとする。

- (5) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (6) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- (7) 評価結果等についての電話等での問合せには応じない。
- (8) 本プロポーザルの実施スケジュールは下表のとおり。

実施内容	実施時期
質問受付期限	令和5年3月6日(月)
質問回答日	令和5年3月9日(木)
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和5年3月15日(水)
プロポーザル審査会(プレゼンテーション)	令和5年3月22日(水)
結果通知	令和5年3月下旬
契約締結(※)	令和5年4月上旬

※上記の契約締結は令和5年4月1日に令和5年度予算が発効した場合に行う。

12. 担当課

仙台市子供未来局子供育成部子供家庭保健課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-12 上杉分庁舎 8F

TEL : 022-214-8606 FAX : 022-214-8610

E-mail : kod006040@city.sendai.jp